

開会（10：06）

○内田修司委員長 皆さん、お疲れさまです。

ただいまから総務文教常任委員会を開会いたします。

それでは、これより議案の審査を行います。

本委員会に付託されました案件は全部で7件であります。

審査順序は、お手元に配付の審査順表のとおり、総務部、市立総合病院の順で審査いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○内田修司委員長 御異議なしと認めます。よって、お手元の審査順表のとおり審査することにいたします。

最初に、総務部所管の議案の審査を行います。

初めに、議第15号「令和6年度焼津市土地取得事業特別会計補正予算（第1号）案」を議題といたします。

それでは、議第15号に対する質疑に入ります。

質疑、意見のある委員は御発言願います。

○藤岡雅哉委員 56ページの1款1項1目公共用地取得事業費で、予算の大半が今年度の事業確定によって減額されているんですけども、これは計画がずれているという意味なのでしょうか。

○高澤 清公有財産課長 基金の総額がありまして、それで、それぞれ、今回売払いだとか、貸付の収入だとか、利子等を精算する中で、この金額になったということでございます。

当初、決まった事業があるということではないので、想定で一応予算計上させていただいた中で、それで、こういった結果になったというところでございます。

○藤岡雅哉委員 分かったような分からないような感じなんですけど、当初、市として、公有地の購入ですとかそういったものの計画がなくても、年度内に起こることを想定して予算を積み立てているということですか。

○高澤 清公有財産課長 そういことです。

○藤岡雅哉委員 それは毎年度同じことをやるのですか。

○高澤 清公有財産課長 はい。

○藤岡雅哉委員 了解です。

○内田修司委員長 よろしいですか。

○奥川清孝委員 56ページの財産売払収入の984万8,000円ですけども、先行取得した3件の買戻しという説明だったと思うんですけど、その3件の目的といいますか、内容をちょっと教えてください。

○高澤 清公有財産課長 買戻しの分でございますが、保福島大島新田線の道路改良の件と、小浜塩釜神社線の関係の分でございます。売払いのほう。

○奥川清孝委員 売払収入。

○高澤 清公有財産課長 はい、その分です。

○奥川清孝委員 金額、今、2件ですか。3件という説明だったと思うんですけど、それぞれの金額が分かればお願いします。

○高澤 清公有財産課長 保福島大島新田線につきましては340万6,116円、それと小浜塩釜神社線につきましては、土地代が45万3,530円、建物補償として1,685万2,106円。もう一つ、土地として7,524円というのもございます。

以上でございます。

○奥川清孝委員 この金額、単価というのは、どういう基準で購入の計算をするんですか。

○高澤 清公有財産課長 建設部で積算をしておりますので、その評価額。

○奥川清孝委員 課税評価額ですか。

○高澤 清公有財産課長 先行取得したときの金額とこの買戻しのところがイコールになるんですけども、それは、先ほど言ったように建設部で積算をしている金額になるので、補償基準だとか。

○奥川清孝委員 補償基準に基づいて出した金額という。

○高澤 清公有財産課長 そういことです。

○内田修司委員長 よろしいですか。

○奥川清孝委員 いいです。はい。

○内田修司委員長 ほかにありますか。

よろしいですね。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○内田修司委員長 特にないようですので、質疑、意見を打ち切ります。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○内田修司委員長 討論を打ち切ります。

これより採決いたします。

議第15号は、これを原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○内田修司委員長 挙手総員であります。よって、議第15号は、これを原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第23号「焼津市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

それでは、議第23号に対する質疑に入ります。

質疑、意見のある委員は御発言願います。

○秋山博子委員 ここの説明のところで、一般職の任期付職員云々とあって、それで本文で特定任期付職員という言葉も出てくるんですけども、この任期付職員イコール特定任期付職員ということではないのでしょうか。

○久保山晋一人事課長 秋山委員にお答えします。

今回の改正の一般職員の任期付職員という条例ですけれども、こちらには2種類のものがあります。一つが、表題のとおり的一般任期付職員です。こちらにつきましては、人材確保の育成に時間を要する等、専門分野で幅広く活用する職員、そういった、要は我々と同じ一般職員で期間限定の期限付の職員と、あと特定任期付職員と言ひまして、

これについては、行政内部では得難い高度な専門性を必要とされる分野、例えば、弁護士ですとか、あと産業医として活躍していただくような医者、そういった方々を対象とした特定任期付職員がございます。

以上です。

○秋山博子委員 そうしますと、焼津の場合は、一般任期付職員ということで2名ということではなかったでしょうか。職種も分かれば教えてください。

○久保山晋一人事課長 今回の、委員のおっしゃる2名というのは、特定任期付職員に当たります。

職種につきましては、弁護士、もう既に退職してしまいましたけれども、弁護士が1名と、あとデジタル専門監として、デジタルの部分で活躍していただいている職員1名の2名ということで、今回の改正の対象の職員となっております。

○秋山博子委員 了解です。

○内田修司委員長 ほかにありますでしょうか。

よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○内田修司委員長 特にないようですので、質疑、意見を打ち切ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○内田修司委員長 討論を打ち切ります。

これより採決いたします。

議第23号は、これを原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○内田修司委員長 挙手総員であります。よって、議第23号は、これを原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第24号「焼津市議員報酬等支給条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

それでは、議第24号に対する質疑に入ります。

質疑、意見のある委員は御発言願います。

○秋山博子委員 先ほどの全体会の質疑のときに、それぞれの内訳を教えてくださいました。

これは、もう一度確認ですが、12月1日から適用なんだけれども、遡及して令和6年度についての金額になるという理解でよかったでしょうか。

○久保山晋一人事課長 今回ですけれども、例年と違いまして、12月に一度、期末手当としてお支払いさせていただいておりますので、遡及という形ではなくて、今回の改正に伴います差額を支給するという形になります。

○秋山博子委員 そうすると、それぞれ金額を教えてくださいましたけれども、それは差額であるということなんですね。令和7年度については、別途、定められている条例がありましたよね。

○久保山晋一人事課長 はい。

○秋山博子委員 分かりました。

それで、これ、毎年、人事院勧告があるといろんな議論が全国でもあると思うんですけども、他の自治体、全国を見ますと、市民に理解されにくいことであるとか、例えば、議員が自分たちの手当について決めるというのはどうなんだろうということだとかあって、それで見送るというところも当然出てくるわけなんですけれども、焼津市は、今回の条例案を提出されるに当たって、どんな議論があったのか教えていただけますか。

○久保山晋一人事課長 今回の議案提出に当たりまして、特別報酬審議会というものは確かにございます。そちらについては、以前も御説明させていただいており、あくまでも報酬の審議をする場だよというところではあるものですから、そういった委員会を開くという予定はありませんでしたし、実際にやってはおりません。

ただ、例年といいますか、従来より、議員報酬、議員の期末手当につきましては、人事院勧告自体がそもそも国の勧告に基づいて行っております。地方公務員自体、国の勧告に基づいて適切な措置を取りなさいという総務副大臣の通達が毎年ございますので、それに沿った形で対応させていただいているというところで、議員につきましては、国家公務員の指定職を国会議員が適用しているというところに準じまして、毎年こういった人事院勧告があった場合、改正を行っておりますので、それに沿って今回もさせていただいたというところでございます。

以上です。

○内田修司委員長 よろしいですか。

○秋山博子委員 はい。

○池谷功武総務部長 本来でございますと、例年でございますと11月定例会でお願いするところでございますが、今回のものにつきましては、市長選挙の関係、それから、国会の総理大臣の指名等が遅れて、閣議決定が遅れまして、審議も遅れたものになっておりまして、実際に審議が始まったのが、11月定例会の最終日の次の週からだったものですから、本来であれば、早く国会を通してしまえば11月定例会でお願いするものを、あえて今回は2月定例会で審議いただきまして、議決していただくような形になっております。

以上でございます。

○内田修司委員長 よろしいですね。

ほかにはないようですので、質疑、意見を打ち切ります。

討論はありませんか。

○秋山博子委員 やはりこの議案については、反対の意見です。

それで、先ほど閣議決定とか通達というふうな説明がありましたけども、通達という言葉はもう使われていないですね。通知だと思います。参考にしてくださいとか、アドバイスという意味で、命令とは違うということですね。

そういうわけで、全国の自治体でも、市民生活の困窮というような経済状況とか、それを踏まえて、引上げについては見送るというところもあるんだと思います。

それで、人事院勧告の地方公務員の一般職についての勧告については、客観的な調査を基に出されているものなんですけれども、議員については、そういった客観的なデータに基づいて上げるというような、上げる、下げる、下げることももちろんあるんですけど、そのままではなく、何か連動して、慣例的にずっと行われているんだと思うんで

すけれども、そういったことも考えますと、今回、もっと慎重にしたほうがいいという意見で反対です。

以上です。

○内田修司委員長 討論を打ち切ります。

これより採決いたします。

議第24号は、これを原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛 成 者 挙 手)

○内田修司委員長 挙手多数であります。よって、議第24号は、これを原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第25号「焼津市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

それでは、議第25号に対する質疑に入ります。

質疑、意見のある委員は御発言願います。

よろしいですか。

○秋山博子委員 議第24号と同様のことでもあるんですけれども、御説明いただいたときに報酬審議会のお話が出ました。報酬審議会の条例では、こういった手当は対象になっていないんですけれども、そもそも、その条例に、他市を見ますと、報酬審議会の審査の対象として、こういった手当も含めているところもあるんですけれども、そういった条例の改正等についての議論というのは特になかったでしょうか。

○久保山晋一人事課長 実際に、近隣市でそのような動きがあるというようなことは、新聞でも報道があったところではあります。しかしながら、本市におきましては、従来から人事院勧告に基づきまして、特別職が常勤の職員であることから、我々と同じ一般職の基準といいますか、一般職と同様の趣旨に沿って取り扱うものということで、人事院勧告にもそういった言葉があるものですから、それに沿って、一般職と同様の扱いをしているというところでございます。

引き続き、そういうような形を取っていきたいというふうに考えております。

以上です。

○内田修司委員長 よろしいですか。

ほかにないようですので、質疑、意見を打ち切ります。

討論はありませんか。

○秋山博子委員 これも議第24号と同様に反対したいと思います。

報酬審議会の、例えば委員の構成などについても、他市を参考にして今後も検討していただければ、例えば公募するというふうにして、毎行っているというような自治体もあるので、研究していただきたいということを希望しつつ、反対します。

○内田修司委員長 討論を打ち切ります。

これより採決いたします。

議第25号は、これを原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛 成 者 挙 手)

挙手多数であります。よって、議第25号は、これを原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第26号「焼津市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

それでは、議第26号に対する質疑に入ります。

質疑、御意見のある委員は御発言願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○内田修司委員長 特にないようですので、質疑、意見を打ち切ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○内田修司委員長 討論を打ち切ります。

これより採決いたします。

議第26号は、これを原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○内田修司委員長 挙手総員であります。よって、議第26号は、これを原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で総務部所管の議案の審査は終わりました。

当局の皆さん、御苦労さまでした。

ここで当局に入替えがありますので、しばらくお待ちください。

休憩（10：28～10：30）

○内田修司委員長 次に、市立総合病院所管の議案の審査を行います。

まず、議第22号「令和6年度焼津市病院事業会計補正予算（第1号）案」を議題といたします。

それでは、議第22号に対する質疑に入ります。

質疑、意見のある委員は御発言願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○内田修司委員長 特にないようですので、質疑、意見を打ち切ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○内田修司委員長 討論を打ち切ります。

これより採決いたします。

議第22号は、これを原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○内田修司委員長 挙手総員であります。よって、議第22号は、これを原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第27号「焼津市病院事業管理者の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

それでは、議第27号に対する質疑に入ります。

質疑、意見のある委員は御発言願います。

○秋山博子委員 1点、確認をしたいと思います。

説明のときに、差額といいますか影響額というか、8万1,420円ということでしたけれども、これは12月に支払われた分を内払いと考えて、その差額、これをということなんでしょうね。

○寺尾貴裕病院総務課長 説明の中で8万1,420円という説明をさせていただいたんですけども、その額を差額支給として、要は追加でお支払いをするという形になります。

以上です。

○秋山博子委員 そうすると、期末手当のトータルの金額、期末手当、2回ありますよね、6月と12月。それで、6月の分についてというのは関係なくて、施行されるのは12月1日から適用ということになるので、12月に支払われた分との差額をということでもいいんでしょうね。

○寺尾貴裕病院総務課長 差額といいますか、基本的には0.1か月プラスになりますので、その分を、要は年間で、今まで4.5か月分が4.6か月という形になりますので、0.1か月分を今後支給させていただくという形になります。

○内田修司委員長 秋山委員、よろしいでしょうか。

だから、その差額と言っているのは、この条例を可決した後に、これが可決した後だから、2月後半か3月にその差額が支払われるということでもいいんでしょうね。

○寺尾貴裕病院総務課長 おっしゃるとおりでございます。一応3月上旬ぐらいにお支払いする予定でいます。

以上です。

○秋山博子委員 つまり0.1上がりますよということですよ。それで、そうすると期末手当が、年で考えて0.1あるから、差額の8万1,420円というのは、もし、この改正が令和6年度の最初から行われていたとしたら、6月分の差額は4万幾ら、12月分の差額は4万幾らというふうなことでいいということなんですよ。ということを聞いたかったです。1年分ということでもんね。

分かりました。

○寺尾貴裕病院総務課長 そうです。

○秋山博子委員 それで、一般会計では、特別職とか議員の期末手当の影響額というのも補正予算に計上されています。それで、病院会計はこれが補正として、この項目としては出てきていないですよ。

以前に、やはり同様のことを確認させていただいたときに、このぐらいの金額であれば、ある程度、枠というのですか、余裕といいますか、補正を上げなくてもできることなのでということだったんですが、そこをもう一度確認させてもらっていいですか。なぜ補正に項目として出さないのかということ。

○寺尾貴裕病院総務課長 今回、補正をさせていただいたのは、会計年度任用職員も今回の人事院勧告によって増額されるものですから、その分について補正させていただいて、管理者も含めた正規職員の部分については、枠というよりは、病院って、職員の新陳代謝、入れ替わりが激しくて、そういったところで、本来、予定をしていた医師の採用だとかというのが、人数が変わったりとか、そういった部分で、当初の予算の中で収まるという判断をさせていただいて、そちらについては、補正しないということとなります。

以上です。

○秋山博子委員 了解しました。

新陳代謝が激しいので、余裕を持った当初予算を組んでいるのでということなんですよ。だから、そこで。

○寺尾貴裕病院総務課長 決して余裕を持って当初予算を組んでいるということではありません。

あくまでも当初予算を組むときに、これだけの人数、人員を確保するという中で当初予算を組んでいますので。ただ、実際に蓋を開けてみたらそこまで満たなかったとか、退職する方がいらっしゃったとかというところで、人件費もそこまで使わないという状況もありますので、そういった中での計算をして、今回の部分については、補正なしで対応できるという、そういうことで判断させていただいたということです。

以上です。

○秋山博子委員 そうすると、その年によっては、当初予算の余裕が、余裕というんじゃないんですよ。中で賄えないときは補正で埋めるから、特に、病院事業管理者の補正について上げないとか、書き出さないとか、そういうことではないということではないんですよ。

○寺尾貴裕病院総務課長 そうです。

ですので、今度は、逆に当初で見込んだより人員がもっと確保されるということになれば、今回の、要は人事院勧告によって、もし増額ということになれば、不足という形になりますので、そういった場合については、補正という形で組ませていただくということになります。

以上です。

○秋山博子委員 ありがとうございます。

○内田修司委員長 よろしいですか。

ほか、ありますでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○内田修司委員長 ほかにないようですので、質疑、意見を打ち切ります。

討論はありませんか。

○秋山博子委員 この前の総務部で、議第24号、議第25号でも反対させていただいたんですけども、こちらの議第27号についても、やはり一般職の人事院勧告に倣ってという改定については、客観的なデータに基づいているものというふうに受け止めているんですけども、病院事業管理者については、そういったものでなく、連動してといいますか、それでの改正ということになると思うので、やはり、これについては、市民の理解を得にくいのではないかなというようなこともありますので、反対したいと思います。

○内田修司委員長 討論を打ち切ります。

これより採決いたします。

議第27号は、これを原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛 成 者 挙 手)

○内田修司委員長 挙手多数であります。よって、議第27号は、これを原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、市立総合病院所管の議案の審査は終わりました。

当局の皆さん、御苦労さまでした。

これで総務文教常任委員会に付託されました議案の審査は全て終了いたしました。

以上をもちまして、総務文教常任委員会を閉会いたします。皆さん、御苦労さまでした。

閉会（１０：４１）